

## 施設型給付及び地域型保育給付対象施設の確認に伴う利用定員の設定について

資料6-1

### ●利用定員について

子ども・子育て支援新制度において、施設型給付及び地域型保育給付を受ける施設に対し、市が利用定員を設定することになります。利用定員を設定する際は、認可定員(認定定員)と一致することを基本とし、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号から第3号に該当する就学前子どもの区分ごとに、認可定員(認定定員)を超えない人数で設定を行います。教育・保育のニーズ量に対して、供給量が過剰とならないように配慮して設定を行う必要があります。

### ●各施設の利用定員について

佐世保市における利用定員は、施設型給付対象施設(認可保育所、認定こども園、幼稚園)は103施設、利用定員の合計が9,583人、地域型保育給付対象施設(小規模保育事業、家庭的保育事業)は4施設、利用定員の合計が48人、給付対象施設は合計で107施設、利用定員総数は9,631人の予定です。ただし、今後認可定員の変更等がある場合は、利用定員もあわせて変更となりますので、若干の変更が生じる可能性があります。各施設の利用定員は別紙のとおりです。

### ●教育・保育のニーズ量に対する利用定員について

佐世保市における教育・保育のニーズ量は、平成27年度10,250人と見込んでおります。ニーズ量を受け入れるための供給量については、施設型給付及び地域型保育給付対象施設と給付対象外施設で確保を行います。給付対象施設については、合計107施設で9,631人としております。ニーズ量に対し94%の割合になります。また、給付対象外施設(私学助成を受ける私立幼稚園、認可外保育所など)については、合計8施設、定員合計は1,340人になります。供給量としては、この定員のうち、619人を見込んでおります。ニーズ量に対し、6%の割合になります。

### 【参考】子ども・子育て支援法より抜粋

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。)を除き、法人に限る。以下同じ。)の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。